一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市長島町永田字石田五五五の一、串原字大野一二四九の三、一二四九の五、字舟渡一三八九の一、上矢作町字奥達原一一七一の五六五、高山市一之宮町字薄越七七八二、七七八八の一、奥飛騨温泉郷栃尾字前平六一八の五八、六二五、高根町野麦字カラ谷六四六の三、郡上市白鳥町長滝字大門五九の四、中津川市中津川字恵下二五五八の三〇、二五五八の九一、字尾外岩三四四五の一一、三四四五の一八、下呂市小坂町長瀬字味屋一六六から一六八まで、一七二から一七四まで、一七九、一八〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市川上字丸野一〇五六の三二、一二三六の四、加子母字小郷東三の六一二、三の六一四、三の六一五、三の六一九から三の六二二まで、三の六二五から三の六三一まで、三の六三三、三の六三五、三の六三六、三の六四五、三の六四六、三の七六三、三の七六七、三の七六九、三の七七二、三の七七四、三の七七六、三の七七八、三の七八〇、三の七八三、四の一五四から四の一五九まで、四の一六五から四の一六八まで、四の一七五、四の二四一、四の二七六、四の二七八、三の六一七・三の六一八・三の六二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、郡上市美並町上田字陰地平一七七六の一、一七八四の二、飛騨市河合町稲越字かじや作二八二一の一（次の図に示す部分に限る。）、二八二二の四二、下呂市金山町弓掛字上平六七一（次の図に示す部分に限る。）、大野郡白川村大字荻町字一ノ瀬三四七三の二七、三四七三の二九、三四七三の六八、三四七三の六九、字イワダカ三五四三の一四、三五四三の四三、三五四三の四四、大字飯島字加須良越一九〇〇、一九〇二の一、一九〇二の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県南相馬市鹿島区小山田字ブナ坂一一四、一一七、一二三の三、一二五、一二七の一、一二七の二、一二八、一三〇、一三一、一三三、一三六、一三八、一四一から一四五まで、一七四、一九七から二〇九まで、二一一、二一二、二九八、三一七、三二六、三三三八、三三九、三四三から三四六まで、七七〇、七七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人ベターリビング

三(1)　役員の変更

変更前	山北　康雄
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十二年六月二十四日

四(1)　住所の変更

変更前	東京都千代田区富士見二丁目十四番三十六号
変更後	東京都千代田区富士見二丁目七番二号

(2)　変更年月日　平成二十二年七月五日

五(1)　事務所の所在地の変更

変更前	東京都千代田区富士見二丁目十四番三十六号
変更後	東京都千代田区富士見二丁目七番二号

(2)　変更年月日　平成二十二年七月五日

六(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	安西　正善

(2)　変更年月日　平成二十二年七月十四日

○国土交通省告示第千三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　34

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本テスティング株式会社